

一生保裁判連

第十五号 二〇〇一年七月発行
○発行 生保裁判連事務局
○事務局 竹下法律事務所
(075-1141-1144)



お知らせ

2001年度全国生活保護裁判連総会・交流会

○とき 9月16日(日)午前9時30分~

○ところ 広島市内(会場等詳細は追ってお知らせします)

○よびかけ

結成以来7回目を迎える裁判連2001年度総会・交流会は、被爆地広島で初めて開催されます。この1年間生活保護裁判をめぐっては大きな動きがありました。林訴訟は残念ながら最高裁で原告敗訴という不当判決となりましたが、林訴訟が提起した野宿者的人権保障という課題は政府や自治体を動かし着実に前進しています。最高裁係属中の2大裁判(中島・林)は高裁の勝訴判決を何としても確定させなければなりません。そして、生活保護の保護申請書不交付事件では一審勝訴という画期的な判決が大阪地裁で下されています。また、不服申立では、北海道、愛知、京都、大阪、静岡などで請求が続いている、原処分取消という、実質的に請求人の主張が認められる事例も相次いでいます。

社会保障裁判では、ハンセン病裁判の勝訴確定などの画期的な前進があり、学生無年金裁判では行政訴訟が提起されています。また、介護保険料の年金からの天引きについてもその違憲性を争う裁判が提起されました。

生活保護法の改正については、本年度本格的な全国調査が予定されるなど、政府部内でも具体的な動きが進みつつあります。

これから1年は、生活保護裁判、社会保障裁判をめぐっては、まさに大きな節目、正念場になることは間違いないでしょう。

生活保護や介護保険、社会保障裁判の前進めざして、大いに語り合おうではありませんか。

福岡高裁判決の早期確定を求める2・6 決起集会開く

学資保険裁判を支援する会
事務局 杉本美江

2・6 決起集会の様子

2月6日、学資保険裁判を「支援する会」は、衆議院第1議員会館で「福岡高裁判決の早期確定を求める2・6決起集会」をひらきました。

決起集会には支援する会参加の全労連、自治労連、全教、日高教、全生連、民医連、母親大会、公扶研、中央社保協などの代表と菅沼弁護士、小川政亮元日本福祉大教授など61名が参加しました。

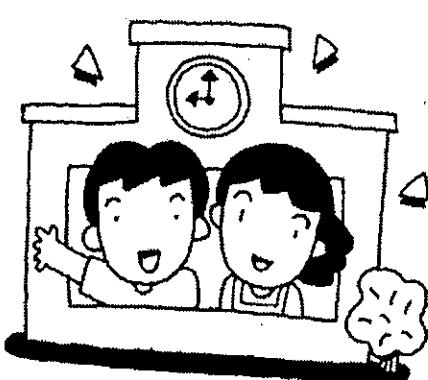
全労連鈴木副議長は開会の挨拶で「生活保護法が施行されて50年、朝日訴訟終結以来33年という節目のいま、学資保険裁判は社会保障闘争の重要な要素である。21世紀を希望と展望の持てるものにするためにも、勝利しよう」と決意をのべました。

基調報告は全生連の島田会長が「訴訟が始まつて13年、最高

裁に上告されて3年目、生活保護の高校進学断念や、中途退学者が増大している。だれもが安心して高校修学ができるよう、福岡高裁判決の早期確定をかちとりたい。ひきつづき署名や世論への訴えを強めて欲しい」と運動強化と推進を提起しました。

裁判の状況については弁護団から、東京中央法律事務所の菅沼弁護士が、「最高裁は裁判の動きをまったく国民に知らせない、密室のなかでおこなわれており、審議の状況はまったくつかめていない。労働者・国民のくらしへの政府・大企業の攻撃は、従来のルールやシステムを切り崩しておこなう、仁義なき闘いがされている。多くの労働組合や国民の間でセーフ

各地の運動交流



ティネットという考え方（最貧制などもその一つ）によるたたかい方がすすめられているが、中嶋訴訟は、国民のくらしのセーフティネットを実現する重要なたたかいでもある」と報告されました。

実態と決意が述べられる

支援する会参加団体からは日高教の岡田書記長（現委員長）が「教育問題が今、争点となつていて、高校中退も年間10万人に達し、その内訳は経済的理由によるもの3・2%、家庭の事情によるもの6%で、授業料減免の生徒が急増している。また高校卒業生の就職が難しく、不安定雇用労働者となつていて、学区の廃止など、高校教育のあり方もおおきくゆらいでいる」と高校教育をめぐる状況の報告をおこないました。

新潟市の内田さんは「リストラや仕事がないなどで、生活保護の相談が増えていて、役所に生活保護の申請についてみんないやな思いをしている。母子家庭の6年生の障害児をかかえた3・4才の母親は、教育を十分に受けさせてやりたいけれど、保護を受けたので学資保険を解約した。お金を貯めたいけれど、子どもが寮のある養護学校に行つていて、休日には帰つ

てぐるので、十分働くことができない、安心して高校進学できるよう裁判をともにたたかいたい」と地域の実態を交えての発言がありました。

社貸付制度の改善など要求して交渉をおこないました。

これからとりくみ

「支援する会」では当初2000年度中に判決が出される

が、第3小法廷担当の裁判官の交代があり、判決は夏休みをはさんでその前後となるのではないかとみています。しかし最高裁の動きはまったく分からず、状況なので、ひきつづき個人署名や団体署名運動などを強化しようとすることを確認しています。

かし福祉事務所に申請に行くと、保険に入つているとほとんど認められず、みんな諦めてしまつていい。子育て中のお母さんのためには、学資保険を認めさせることがとても重要。この学資保険裁判はどうしても勝ちたい」と決意をのべました。

特に個人署名はまだ15万人程度で、目標に達していません。あらためて参加団体のとりくみの強化を要請しているところです。裁判勝利の力は国民の世論であり支持です。最高裁判の要請も5月30日、7月3日1日におこなうこと、判決が出された場合は直ちに「報告集会」を持つことを確認しています。

一・林訴訟が問い合わせたもの

① 不況と両足痛により、野宿を強いられ、食事も摂れず水で空腹を満たす状況であるのに、能力の活用という要件で

もつて生活保護を適用しないことは、最低生活を保障している

憲法第二十五条や生活保護法に違反しないのか。しかも法第四条三項は急迫保護を設けている。

との関係、法第四条の解釈は如

林訴訟の問い合わせに何ら答えなかつた最高裁判決

藤井克彦（林訴訟を支える会）

二月一二日最高裁判所第三小法廷（元原利文裁判長）は、一審勝訴、二審敗訴をして上告して林訴訟に對して、①福祉事務所が生活保障を認めなかつた処分の取り消しについては、原告林勝義さんが死亡したので訴訟は終了した、②損害賠償については、二審判決に誤りはない

かつたので上告を棄却する、と

⑤原判決における事実認定には、野宿者に対する偏見や誤解があるので

③法第四条一項の「能力の活用」の挙が、必要な時に必要な資金を借りられない。娘はお金がないので制服が買えないといふ心配している。学生保険を認め必要な費用を準備できるようにしてほしい」と涙ながらに訴えました。杉並の生活と健康を守る会の代表からは「生活保護を受ける人が倍増している。しかし福祉事務所に申請に行くと、保険に入つているとほとんど認められず、みんな諦めてしまつていい。子育て中のお母さんのためには、学資保険を認めさせることがとても重要。この学資保険裁判はどうしても勝ちたい」と決意をのべました。

この判決は形式的にも内容的にも非礼かつお粗末であり、林訴訟が提起した問い合わせに答えておらず、司法の使命を放棄したものである。

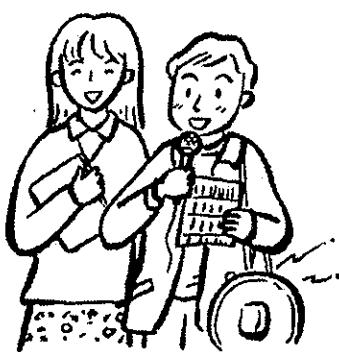
訴訟が提起した問い合わせに答えておらず、司法の使命を放棄したものである。

② 原判決は、「就労の可能性があつたはずだ」と推認するが、このようないいという考え方と限りなく近づく。稼働能力を活用しても現実に就労の場がない（すなわち失業）と判断する基準・条件は何か。

は、稼働能力さえあれば保護を認めないという考え方と限りなく近づく。

といふに。ただし、原判決は、「就労の可能性があつたはずだ」と推認するが、このようないいという考え方と限りなく近づく。

は、稼働能力さえあれば保護を認めないという考え方と限りなく近づく。



おり、また上告理由補充書にも、
補充書ではあつてもかなり注目す
べき論点、内容を書き込んでい
る。従つてそれ相応の受け止め方
はしてもらえると確信していた

し、一審が原告勝訴、控訴審が逆
転判決という裁判所の判断におい
ても分かれるところであり、ま
た、現在の野宿生活者の増加と生
活保護行政の重要性から考えて、
最高裁もそれなりの姿勢で対応し
てくれるものと期待をしていた。

もつとも、林さんが残念ながら上
告審に入つてから体調を崩し、一
九九九年一〇月病気で亡くなつた
という事態が発生したが、これに
ついても、生活保護受給者の死亡
によって行政処分取り消し訴訟が
承継されるか、終了するかについ
て議論のあるところであり、かつて
当弁護団員のお一人である新井
章先生の担当された朝日訴訟（一
九六七年判決）のリベンジ訴訟と
位置付け、承継の申立書には、こ
の場合に承継されるべきことを詳
細に主張した。司法改革の叫ばれ
る時代に、最高裁としてもそれな
りの見解を表明するであろうと考
えていたが、今回の判決は、この
点についても何の論評もしなかつ
た。果たして何も言わなくてすむ
事件であつたのだろうか。

4、生活保護行政処分取消 請求権の訴訟承継について

最高裁の朝日訴訟判決は、生活

保護受給権は一身専属に帰する権
利であるから、その受給者が死亡
すれば相続することなく、権利は

消失し、事件は終了とする。一
見合理的なようではあるが、果た
して具体的妥当性を有する理論で
あるらうか。第一に言えることは、生
活保護の受給者は、多くの場合高
齢であり健康的には弱者である。

裁判の途中で死亡することが比較
的多いことが指摘されている。そ
うすると、行政側は裁判事件を長
引かせることによって、結局事件
を見直されることなく決着してしま
うことになる。第二に言えること
は、弱い人が生きしていくためには、
そこに関わる多くの人が存在し、

5、国家賠償請求権の訴訟承

最高裁の朝日訴訟判決は、生活

継について

れた。人間の生存の最後のセーフ
ティーネットと言われる生活保護

の事件においてこうした状況がい
異なり、国家賠償請求権は本人の
死亡により当然承継される。従つ
て、本件裁判の主要な問題に関す
る最高裁の判断がこの場で示され
るであろうことはかなりの確率で
予想していた。しかしその論述は
悲しくなるほど不満足なものであ
る。最高裁の裁判官は、国民の必死
な問い合わせに対して、全く内容の
ない、本件判決に見られるような
「控訴審の判断を是認し得ないもの
ではない」といつたいい加減な判
決でその役割を十分果たしている
と考えているのだろうか。正に「非
常識」の一語に尽きる。司法が本当
に国民の信頼を得、政府が進める
「法社会」の中で三権の中の一つの
柱としての実質的機能を果たすた
めには、結論がどうかと言うこと
以上に、「尋ねられたことには真摯
に答えていく」という人間的・人格
的な姿勢を持つことが必要不可欠
である。こんな姿勢では国民が司
法を見限ることは火を見るより明
らかである。

6、一日も早い総括と連帯を

(2001.5.5記)

ともあれ、われわれは裁判の場
において負けたのである。林さん
の実情を肌で感じ取つてくれた一
審では勝訴しながら、ほとんど実
質的な審理をしなかつた控訴審で
逆転敗訴となつた。そして最高裁
においても何の理由もなく棄却さ

生活保護審査請求の経過について

全京都生活と健康を守る会連合会

高橋 瞬作

片山さん（仮名）は59歳。離婚

の過程を経て、厚生省（厚生労働省）は、名古屋市が現に野宿生活者

の病院で朝8時から昼の12時まで掃除の仕事をしている。1ヶ月平均100時間ほど働いて、給料は7～8万円だつた。今まで喫茶店を経営したりしてたので、

なれない掃除の仕事はつらくて、最近になつてやつとなってきたそ

れば生活保護の支給をしない」とい
う考え方は間違いで、そうし

た対応をすべきでないという指導

を行つようになつた。これは正に本件の裁判・運動の一つの大きな成
果と見て良い。厳しい経済状況

のトンネルから抜け出られない現

在、今後も生活保護の適用が問題

になるケースは増えるものと思う。

2000年1月から働きながら

国民が一人でも少しでも人間ら

しい生活が保障されるように、憲

法の生存権保障の理念が実現され

るように、一層の粘り強い闘いが

求められる。しかもこの闘いは全

国民が一人であり、関連訴訟、運

動体が一つに連帶して、大きなう

ねりを生み出していくことが求め
られる。

その仕事をもう一つよんだとしていた。

ところが昨年の11月頃から増収指導が始まった。1日7時間働くとうにというものだった。しかし彼女は現実の厳しさをそれまでに知つていた。60歳に手が届こうとするしかも何の技術もない女性の仕事は掃除しかない。それなら今のところで精一杯だった。掃除で7時間以上働く人の募集も殆どなかつた。

されて、国保に加入したが7ヶ月で万円の給料から家賃5万円を支払うこと、食べていくこと、医者に行くことができなくなってきた。食べることはすぐ近所に娘さんが住んでいたので、いつしょに食事をすることで何とか解決してきた。しかし娘さんも夫の母親と一緒に暮らしているので、あまり金銭的な無理はいえなかつた。

**福祉事務所の水際作戦
に断罪！**

う申請書不交付の違法性、口頭での申請の有効性を認め、一年間の保護費相当の支払いを命令す

弁護士 谷村慎介

れでもかまわない、病気になつて倒れたらまた生活保護を受けたらい」と担当のケースワーカーに言われた。

しかし福祉事務所は今年の1月12日付で生活保護を1月1日にさかのぼつて廃止した。廃止の理由は「指導・指示の不履行」だった。

彼女は健康だつたが、増収指導が始まるとから精神的に不安定になつて、体調が悪く精神安定剤を服用するになつた。しかし生活保護が廃止

ある

1 本件の最大の争点は、平成年4月1日生活保護の申請があ

請書の交付拒否、保護開始申請の受理拒絕をしたことは、国家賠償法上違法であるとし、これにより

たのかどうかの点である。原告の、原告が迅速・適正に生活保護を申請が申請書によるものではなく、受けの権利を侵害されたことにより、口頭の申請によるものであつたり、平成8年4月1日から平成9年から、この点が争点となつた。年3月23日までの間、満足な介

この点につき、本判決は、生活保護を受けることができず、食費や保護法及び同施行規則が、申請書医療費の節約を迫られた等多大な提出を申請の要件とはしていな精神的苦痛を蒙つたとして、慰謝

いことを示し、原告の口頭による生活保護の申請を「申請」と認め、料を認めた。生活保護の実務上、申請書の提出

た。出が申請の要件かのような運用が
その上で、本判決は、原告が口 行なわれ、実施機関の担当者も要
請で申請を ^{して}、かつ申請日 保護者ら、申請書を提出しなけれ
ばならぬ旨の規定が違法であるとし、

頭で口語をしたこと が二回語り 保護者も 口語言を披出し ないわ
に原告が要保護状態にあつたこと ば、保護の申請とならないと考え
をそれぞれ認定し、保護の実施機 て、申請書を渡す 渡さないで、揉

告の申請に応じて、申請日を保護するのである。しかし、申請時
間の長（管轄福祉事務所長）が、原めることがある。原理的には申請

開始日とする保護決定を行なうべき職務上の義務を負つていたので、事実を後々のため明確にしてお

これに違反したことによく必要があるから、申請書が便法も過失がある二つだ。被告は、原土登場しているに過ぎない。本判

告が、平成8年4月17日には実決は、この理を正面から肯定した

施機関から申請書用紙の交付を受けており、申請書がなくとも生きていた(争いのない事実)ことか、活保護の「申請」となることを明確に

ら一原告が申請書を提出しなかつたから開始の申請があつたとの扱いにおいて要保護状態にある以上にした上で「申請」があり、申請日において要保護状態にある以上

いができなかつた」と主張したが、実施機関は、申請日を開始日とする保護決定を行なう義務があるとしているのである。

更に、本判決は、要保護者が実施機関の担当者の効言旨導く達成

旅機閣の担当者の明言指導は衍々請を受理するが否かの極限を面接ない場合であつても、これを理由、担当者が持つてゐるかのごとく取り扱つてゐる傾向があるが、本判に、要保護者たる原告に対する申

決は、申請書の交付拒否、保護開始申請の受理拒絶を違法（慰謝料請求を可能ならしめる程度の高い違法）と判断し、原告が要保護者が実施機関の担当者の助言指導に納得しなくても、これを理由に申請の受理を拒絶できない（受理しなければならない旨判示している。

原告は、申請と調査との関係につき、「保護の実施機関は、要保護者に対し、申請後には、必要に応じて、収入等の認定や各種調査を行うことができる（法4条2項、24条、28条、29条）が、申請前に収入等の認定や各種調査を行なうことは許されない」と主張

ら申請前の資料の収集・提出等は、あくまで、申請後保護の決定までの期間を短縮し、迅速な保護の決定を行なうという要保護者の利益のために、任意になされていこうに過ぎないのである。面接担当者が、その意向に沿つて資料を収集し、これが整わなければ申請でき

はまよののりのうるすき集者利のうのうは保護者が扶養を受けない意思を持つてはいることから直ちに扶養現実に期待できないということはできないとして、原告の主張を排斥した。しかし、本判決が、扶養義務者の扶養を受けることに対する要保護者の意思も扶養が現実に期待できるか否かの判断を要する。

に扶養義務が発生するには、扶養権利者が扶養請求権の行使を選択して始めて、義務者に対し協議を求め、さらに協議不調の場合に審判を求める内容を確定しうること、法77条1項（扶養義務者からの費用徴収）に「被保護者」（法6条1項）とあること等を、扶養

このように、本判決は、申請書を渡さない、申請として扱わないといふ生活保護実務を国家賠償法上も違法なものと判断した点で、生活保護実務上重大な意義を有するものと言える。

し、平成8年4月1日に申請がなされたとの前提に立つた場合、上記問い合わせは、何らの調査権限に基づかない調査として違法であると主張した。本判決は、原告のこの主張を踏まえ、上記問い合わせ時

ないかのような扱いをしていくと
すれば、それは自らの権限についての
基本的認識を誤っているとい
うほかない。実施機関には、申請
前に指導や調査等の権限がないの
だから、要保護者がこれに応じな

其得てきるが否かの半掛要素の
つとして考慮されるべきとして、
る点に注目すべきである。その程
度ではあるが、要保護者の自己決
定が貫徹されることを示していく
からである。

い　限　る　決　權　を　要　す　る　状　態　に　あ　る　者　は　扶　養　請　求　權　を　行　使　す　る　か，　そ　れ　と　も　生　活　保　護　受　給　權　を　行　使　す　る　か　を　選　択　す　る　權　利　（自己　決　定　權）　を　有　す　る　こ　と　の　根　拠　と　し　て　主　張　し　た。

二　の　自　己　決　定　權　こ　つ　い　て　は，　本

2 次に、原告の主張が排斥された部分ではあるが、本判決は、申請と調査との関係についても判断した。原告は、実施機関の担当者が、原告のかつて入所していた施設へ問い合わせ（調査）を行い、原告に関する個人情報を収集したことがプライバシー権（自己情報管理権）を侵害したと主張し、これに基づく慰謝料

点では、申請がなされており、法29条に基づく適法な調査であるとしたのである。もし、法29条に基づかない調査でも適法だとすれば、かかる判示は不要だつたはずであり、本判決は、原告の主張する申請と調査との関係を前提とした判断をしたと評価すべきであ

い以上は、それ以上指導や調査等ができないし、指導や調査等をするべきでないものである。生活保護法は、こうした指導や調査を、申請後決定までの間になすよう要請している。ましてや、申請前の指導や調査等に応じないことを理由に申請させない、受理しないことはできないことは、「要保護者が

また上記判決では、触れられていないが、原告は、法4条1項との関係では、原告の扶養請求権がある、「資産、能力、その他あらゆるもの」の中に含まれないと主張した。ここに、「その他あらゆるもの」とは、「現実に資産になつてないが一拳手一投足の労で資産となしうるもの、例えば、確認を受けて二年以内に返す

判決が指摘するよう、法4条2項の明文との関係が問題ではあるが、措置（反射的利益）から契約（権利）への流れの中で、障害者の所得保障の権利性を考える場合、検討されるべき課題として認識されるべきである。

を請求した。本判決はこの請求を排斥したが、その理由として、本判決が「原告の口頭による保護の開始の申請があつた後に」実施機関による上記問い合わせ（調査）が行なわれたことを認定し、この問い合わせ（調査）につき、実施機関が、法24条に基づく調査権限を有しておりかつ、調査の範囲に属する適法なものであることを前提に、調査の必要性がなかつたとは言えないと判示している点に注目すべきである。

このように、本判決は、申請前には実施機関に調査権限はなく、申請後に初めて生保上の調査権限が生じることを認めた点でも、生活保護実務に与える影響は大きい。申請前の相談段階であるにもかかわらず、診断書、賃貸借契約書、民生委員の通知書、預貯金通帳、扶養義務照会回答書といった各種資料を、申請するため絶対必要だとの誤解を与えて収集させる例があるやに聞く。しかし、それ

実施機関の担当者の助言指導に納得しなくとも、これを理由に申請の受理を拒絶できない」との判示部分からも明らかである。

けていない恩給権」などを指すとされている（「生活保護法の解釈と運用」121頁）が、扶養請求権が具体的な権利として認められるためには扶養権利者が家庭裁判所に申請して、要件の存否、扶養の程度方法についての審理を経なければならないこと、扶養請求権は一身専属権であり、権利行使するか否かは権利者の任意の選択に委ねられるべきものであること等をその根拠としている。また、法4条